

「次世代向け農育講座実施業務委託」質問回答

No.	参照先資料名	ページ	参照箇所	質問内容	回答内容
1	仕様書	P 2	3 委託内容 (2) 業務内容 ウ 農育講座の開催	「講座は本市農政センターを中心に開催することし、本市農政センターの資源を活用し実施すること」とあるが、施設利用料・備品のレンタル料は必要となるか。	当該施設利用料・備品レンタル料は発生しない。
2	仕様書	P 2	3 委託内容 (2) 業務内容 ウ 農育講座の開催	連続講座・単発講座共に対象者は児童生徒であるが、児童生徒のご家族が聴講を希望された場合、参加は可能か。	講座開催場所として想定している本市農政センターは、その立地上、送迎等ご家族の協力が必要不可欠となる。よって、児童生徒のご家族の参加を制限することは想定していない。 また、当該事業目的を鑑み、ご家族の積極的関与を期待している。
3	仕様書	P 3	3 委託内容 (2) 業務内容 エ フォローアップ	月1～2回程度、申込者や参加者に対してメールマガジン等により農業に関する情報を提供し、農業への興味関心を維持・向上させる取り組みを行うこと」とあるが、各種SNS（Facebook、Twitter、instagram等）もしくはYouTube等を用いることは可能か。	対象者に対し、確実に情報が届き、かつ効果的な手法であれば、活用する媒体に制限は設けない。

以上